

油木協働支援センター 地域農業担い手支援部会
防草ネット支援助成金交付要綱

第1条（趣旨）

この要綱は、油木協働支援センター地域農業担い手支援部会の活動として、担い手の労働力不足対策として、防草ネットの設置による草刈り作業の軽減をはかることを目的とし、油木地区内で行われる防草ネット設置へ助成する要綱を定めたものである。

第2条（対象）

支援対象は、油木協働支援センター地区内において耕作面積5,000㎡以上の農家または法人とし、田畑の畦畔（法面）に使用する場合に限る。

第3条（助成金）

1 農家または法人に対し5万円を限度額とし、防草ネット及び固定ピン購入金額に対して補助率は1/2以内（千円未満の端数は切り捨て）とし、予算の範囲内で助成する。

第4条（申請）

助成を受けようとする者または法人は（様式第1号）により、申請するものとする。

申請の決定については、支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

第5条（実績報告）

申請者は、実績報告書（様式第3号）により、防草ネット購入領収書・設置写真を添えて提出するものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。